

贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しない
ことを確認した旨の証明書（公益法人等用）
〔記載要領等〕

《使用区分》

この証明書は、承認特例の適用を受けようとする場合で、寄附（公益信託の信託財産とするためのものを除きます。）を受けた法人が特定国立大学法人等以外の場合に使用します。

《記載要領》

この証明書は、上段（「贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しない旨の誓約書」欄）は申請書を提出する者が記載し、下段（「贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しないことを確認した旨の証明書」欄）は寄附を受けた法人が記載してください。